

一般社団法人日本癌治療学会定款施行細則第4号 Q&A

2019.2.13

Q1. JSCO で発表をする時には、具体的に、われわれは何をすればいいのでしょうか？(施行細則第2条に関連)

A1. 現在のところ、JSCO の発表については、筆頭発表者の利益相反状態を開示することが必要です。開示は当該発表演題に関する利益相反状態に限定されます。共同演者の利益相反状態まで含めて、発表者全員の利益相反状態を開示していただくことも施行細則策定時に検討されましたが、演題登録者の負担を考慮して、今回は筆頭演者のみに限定されました。なお、がん研究は、学会発表を行うだけでは学術的に十分とは認められておらず、論文にすることが重要と考えられております。論文発表の段階で著者のみならず、全共著者の利益相反状態を開示していただくこととなります。

Q2. 私は JSCO 学術集会でランチョンセミナーの講演を依頼されました。このような場合も利益相反状態を開示しなければならないのでしょうか？(施行細則第2条に関連)

A2. JSCO 学術集会でされるランチョンセミナー、イブニングセミナー、教育講演などは、多くの場合その分野の権威が演者となります。従って、これを受講する者への影響は大きいものです。従って、利益相反状態について様式1により発表スライド中に厳正に開示して下さい。

Q3. JSCO の演者が自己申告する利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(施行細則第2条に関連)

A3. 演題登録日の3年前の1月以降、登録日までの分を申告してください。発表時には、この期間の分に加えて、登録日以降、発表時までの分も含めて開示して下さい。演題登録後に生じた利益相反状態も明らかにしていただきたいという考えから、このように期間を定めております。

Q4. IJCO 誌に投稿するとき Form 2 はどのように書けばよいのですか？(施行細則第3条に関連)

A4. 投稿論文については共著者を含めた全著者の利益相反状態を開示します。その内容は当該論文に関する利益相反状態に限定されます。御注意いただくのは、本人のみならず、本人の配偶者、一親等の親族、または収入・財産を共有する者についても申告しなければならない点です。欧米の国際誌においても利益相反申告に配偶者等の分を求めており、IJCO 誌もこれに準拠しました。

Q5. IJCO への投稿論文で明らかにする利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(施行細則第3条に関連)

A5. 投稿日の3年前の1月以降、投稿日までの分を申告して下さい。

Q6. 一定額以上の利益相反状態がある者は、特定委員会(編集委員会、プログラム委員会、臨床研究委員会、がん保険診療対策委員会、倫理委員会、がん診療ガイドライン策定に関わる委員会、がん診療ガイドライン評価委員会、利益相反委員会)の委員長に選任されないのはなぜですか？(施行細則第4条、5条に関連)

A6. これらの委員会の活動は、本学会の他の委員会の活動に比較して、利益相反による影響が、より高いと考えられます。これらの委員会の活動の公明性を担保する目的で、本学会が適切な利益相反マネジメントを行う基準として一定額を定め、これ以上の利益相反状態にある者は委員長に選任されないようにいたしました。なお、がん診療ガイドライン策定に関わる委員会とがん診療ガイドライン評価委員会については、それらの活動の公明性の確保が非常に重要と考えられます。このため、これら2つの委員会については、個々のガイドライン策定(評価)を行うワーキンググループ等の構成員を選抜するに際して、各委員の利益相反状態を十分に検討した上で適切な人選を行うように定めております。

Q7. 役員等の申告において、様式3は1年ごとに記載して、3年分で3枚提出することになっています

が、なぜ3年分を1枚にしては駄目なのでしょうか？(施行細則第4条、様式3に関連)

A7. 1年間ごとに1枚作成の理由は、様式3では、報酬、講演料、原稿料、研究費などの年間額の記載が求められており、1年ごとの記載が適した形になっているからです。もし、3年間分を1枚にした場合に、実際の記載は、それぞれの項目に算出期間を入れることとなり、記載がより複雑になります。

Q8. 本学会の場合は、理事・監事の就任日、委員長就任日、委員就任日が、それぞれ異なっています。同一人物が理事となり、ある委員会の委員長となり、また別の特定委員会委員(施行細則第4条の定義を参照)を兼ねる場合は、3回も申請書を書かねばならないのですか？(施行細則4条、様式3に関連)

A8. 理事、委員長、特定委員会委員などを兼任される場合は、就任が最も早いものについて、就任時に3年間分の自己申告をしていただければ結構です。その後に委員長や特定委員会委員になっても、個別に申告していただくなくてもよいことになっております(施行細則第4条)。ただし、例えば、理事就任後、ある委員会の委員長に就任する間に、がん治療薬の薬剤会社から奨学寄付金を1,000万円獲得された場合は、施行細則第4条に「在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は、6週以内に様式3によって報告しなければならぬ。」という規定により、新たに発生した利益相反状態の分のみ様式3を用いて、申告していただくかねばなりません。

Q9. 学会のガイドライン作成のための会議に出席したことにより、その学会から1年間で50万円をいただきました。利益相反申告書の「企業等より、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)」に該当するとして申告しなければなりませんか？(様式3に関連)

A9. 施行細則第2条にあるように企業等とは「企業または営利を目的とした団体」を意味しており、営利を目的としない学会や研究会からの「時間・労力に対して支払われた日当」や「原稿料」は該当せず、利益相反申告書への記載は不要です。同様に大学病院などの公的施設で講演などをされた場合も、直接に公的施設から講演料をいただいた場合は、たとえ50万円以上でも利益相反申告書に記載する必要はありません。講演場所が公的施設であっても、講演料の支払元が企業等で、1つの企業等から年間50万円以上であれば、利益相反申告書に記載が必要です。

Q10. 先日、A製薬からパンフレットの執筆を依頼され、原稿料として50万円をいただきました。A製薬はこの原稿料を特定非営利活動法人「B研究会」名で、私の口座に振り込んでおります。B研究会が「企業または営利を目的としない団体」であることから、この原稿料を利益相反申告書に記載しなくてもよろしいでしょうか？

A10. 原稿料の支払元が企業等であれば、「企業または営利を目的としない団体」を迂回して支払われる報酬も、1つの企業等から年間50万円以上であれば、利益相反申告書に記載が必要です。

Q11. 本指針や施行細則に従えば、JSCOに膨大な量の個人情報蓄積され、処理しきれないのではないですか。また、社会に公開を求められたときに、JSCOはどのように対応するつもりですか。(施行細則第5条に関連)

A11. 施行細則第2条、第3条に従うと、学会発表者の利益相反情報は、発表時にスライドまたはポスターで示されるだけで完結し、JSCOがその利益相反情報を管理・保管することはしません。IJCO誌等への学会誌への投稿論文についても、著者の利益相反情報は論文で開示されて完結します。学会に利益相反情報として残すものは役員、委員会委員長、および、特定委員会委員の様式3に限られ、これも保管期間が任期終了後2年間とし、その後は廃棄します。自己申告者には提出時に、様式3のどの項目であれ公開することを了承する誓約書をとりまします。しかし実際は、利益相反委員会と理事会で十分に検討して、求められていることに関して必要な範囲のみを公開することを、施行細則第5条に明記しております。(様式3)